

## 最低賃金1000円以上を求める裁判の公正審理を求める要請書

日本の歴史上はじめて、最低賃金千円以上を求めて国を相手に訴えた原告らは、「門前払い」という一審判決を不服とし、控訴しました。

「ただ働いて帰って寝るだけ、食費を減らし病院にも行けず、命を削って働く」。最低賃金ぎりぎりで働き、生きる原告らの深刻な実態は、憲法25条の生存権、最低賃金法第9条3項の生計費の規定に明確に違反するものです。また、「最賃が引き上がれば個々の原告らの賃金に影響はあるでしょう」と佐村浩之裁判長（当時）も法廷で述べたとおり、個々の原告の具体的な権利義務に影響するものです。横浜地裁一審判決は、深刻な権利侵害をされている当事者が裁判所で争うことができないということであり、国民の権利救済の途を完全に閉ざすものです。門前払いせず、司法の役割を果たすことを強く求めます。

また、原判決は最低賃金の収入で足りなければ、生活保護や年金、社会福祉施策等によってまかなえばよいのであって、「神奈川県最低賃金を一時間1000円以上の金額とする本件改正決定がされることによって、直ちに、原告らに、生活保護水準以下という過酷な経済状況下での生活を余儀なくされ、原告らの健康をむしばみ、その生存権を侵害するという重大な損害が生ずるおそれがあるという原告らの主張を認めることはできない」と断じました。

これは裁判的一大争点である「最低賃金が生活保護よりも低い」ことを放置し、原告らの深刻な労働と生活の実態を否定する判決内容であり、絶対に認めることはできません。

是非、憲法、最低賃金法に違反し、現行の最低賃金が生活保護を下回って先進国最低水準、超低額に抑えこんでいる国の「生活保護と最低賃金を比較するごまかしの計算式」について、慎重な審理をしていただくことを強く求めます。

以上

組織名

所在地

代表者名

※代表者印等は不要です。

連絡先 〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館6F 神奈川県労働組合総連合(神奈川労連)

集約期日 2016年6月末／201605版